

before



#### 第9号 2005. 8

発 行 社団法人

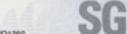
徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

徳島市出来島本町2丁目42番地5 TEL 088 - 623 - 7275 FAX 088 - 623 - 7276 8 支所 総社員数 123 名

[ホームページ] http://infoeddy.ne.jp/koushoku/ [電子メール] koushoku@mb.infoeddy.ne.jp

# 公嘱協会が変わる! 1 SO 900





社団法人 徳島県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会



表組織のマネジメンセシステムは、審査の経費 以下の組織の要求事項に適合していることを図します

JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000)

官公署における不動産の調査・測量・概託登記(土地常屋調査士業務)

有効期限 2005 年 4 月 17 日 から 2008 年 4 月 16 日 まで 発行番号 1 初回登録日 2005 年 4 月 17 日

複数事業所登録による登録の対象範囲及び詳細は







徳島地方法務局長 甫氏 子

#### 推薦の辞

公共嘱託登記部門全国初の「ISO9001」の認証取得おめ でとうございます。

この「ISO9001」は申すまでもございませんが、「品質 と顧客満足の向上」を目指し組織活動を担うシステムのこと であり、これを社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査 士協会ⅠS○受託組織が取得されましたことは、正に同協 会が長年にわたり、積み重ねられた実績が評価され適切に 機能していることの証左でもあります。

既にご承知のこととは存じますが、社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協 会は、国、県、市町村その他の公共団体の官公署等から法務局に提出される、いわゆる 嘱託登記に関して、土地・建物の調査・測量・登記の嘱託手続の適正かつ迅速な処理 に寄与することを目的として、昭和61年1月に改正された土地家屋調査士法の規定に より、法務大臣の許可を得て公益法人として設立され、早19年目を迎えております。こ の間、官公署等のこの制度に対する深い御理解のもとに、同協会を御活用いただき、多 大な実績と高い評価を得て、同協会の組織も飛躍的に充実・発展を遂げるとともに、事 務処理の技術も一段と進歩してまいりました。

今更、申し上げるまでもありませんが、同協会の社員は、すべて国家試験合格者等の 土地家屋調査士であり、表示に関する登記に関してはプロ中のプロですから、知識、技 術は絶対的に保証できますし、また、同協会がすべて責任をもって受託、処理しますの で、その体制には万全が期されております。

したがって、増大する公共嘱託登記の適正・迅速な処理に力を傾注している徳島地方 法務局としても、この知識と技術の集団である同協会の活躍を大いに期待いたしてい るところです。

とりわけ、現在徳島県下の各地域においては、主要地方道「徳島環状線」の道路整備 をはじめ、各種事業が進められ、あるいは計画が進められると拝察いたしますし、ま た、公共施設の整備に伴う用地取得などが窺われますので、これらの事業に伴う調査・ 測量及び登記事務の適正・迅速な処理のために、徳島地方法務局としては「ISO9001」 の認証を取得した同協会を推薦いたしますとともに、なお一層の御活用をおすすめす る次第です。

平成17年6月10日

## after





より機能的な環境になりました。





公嘱調査士協会広報紙 KUI (3) 第9号 平成17年8月1日 (2)

# 『ISOによって公嘱協会はこう変わる』



## IS〇導入による3つの向上

#### 1. 品質の向上

公嘱品質マニュアルに基づき、発注 官公署等が要求する事項を満たす成果 品を一貫して供給します。例えば、業 務品質計画書を作成し、品質目標等を 明確にしたうえで、業務に着手します。

# 2. 顧客満足の向上

公嘱協会の成果品が、発注官公署等 の要求事項を満足しているかどうかに ついて、アンケートを実施し、それに 基づき継続的な改善を行ないます。

#### 3. 責任体制の向上

作業の各段階でチェックをし、責任 の所在が明確になります。また、不慮 の事故が発生した場合も、他の社員が 直ちに引継ぐことができます。



これで引き継ぎオッ

どこ切っても

いっしょの顔(品質)

遠慮せんと言うてほ

当協会組織は、発注官公署等(以下顧客という)の公共用地取得に伴う表示登記事 務を適正かつ迅速に処理し、公共事業の円滑化と不動産に係る国民の権利の明確化に 寄与することを目的とする。

品質方針

当協会組織の目的と品質マネジメントシステムとの整合性を保つため品質方針を以

理事長は品質に関する目標及び品質に対する責務を負い、毎年当協会組織全体の 品質目標を設定し、各部門の責任と権限を明確にする。

⑶)理事長は各部門の責任者に当協会組織全体の目標を理解させ、各部門に応じた目 標を定めさせる。年2回マネジメントレビューにより達成度を審査する。

各部門の責任者は品質方針及び品質目標が当協会組織の全ての社員に理解される ように会議や研修会を通じてその周知徹底に努める。

中

間

報

品質方針の適切性を持続させるため、必要に応じ毎年度末に改訂を行う。 社団法人 徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 ISO9001受託組織

#### ISO の取得について

今日では、製造業のみならず地方公共団体やホテル、病院、飲 食業といったサービス業界にも品質や環境のISOを取得する組織 が増えてきました。特に、公共事業を受注している業界では ISO を取得しているの

が当たり前のような時代になっています。発注者である官公署から見れば、一定の 基準に達した組織に仕事をさせるのが安心だし、最終的にはその効果を一番間近で 受ける国民からの信頼も高まるからです。

私達の公嘱協会に発注される業務の内容も多岐多様に亘るようになり、これまで の1筆、2筆の単位から路線単位、地域単位へと変わり、技術面では公共座標での測 量や地図(公図)の作製能力も求められるようになって来ました。言い換えれば、 これまでは個々の能力に頼る所が多かったのですが、これからは組織全体としての 能力が問われる時代になって来たということでしょう。大きな路線や地図作りなど 大量一括に発注されても対応できる組織であること、そもそも公嘱協会設立の目的 はそこにあったはずです。

ISO9001、私達はもう一度原点に立ち返り、この認証を取得することとしました。 公共嘱託登記部門では徳島の公嘱協会が全国で初めての取得になります。ご存じと は思いますが、この ISO9001は「品質と顧客満足の向上」を目指し組織活動をする システムのことです。これを取り入れることにより、時代の要求に即した組織と責 任体制を整えることが出来上がりました。

このシステムは PDCA というサイクルによって活動します。 Pは Plan (計画)、 D は Do (実行)、C は Check (検証)、A は Action (改善) を意味します。私達は公 共嘱託登記の受託から完了までのあらゆる工程にこのサイクルを取り入れ、定期的 な内部監査と外部監査を繰り返すことによって業務管理を強化してまいります。

これによりコストダウンが図られ、事業計画の変更や人事異動時の引き継ぎ、さ らには中断していた事業を何年か後に行う場合にも円滑に対応出来るようになりま

この度は、協会所属社員のうち73名が内部監査員の登録をすることが出来ました。 今後、この者達は業務の大小にかかわらず全て ISO による業務処理を行ってまいり

登記さえ出来ればよいという時代は遠い過去のこと、その前後には大切なものが いっぱいあります。国民の大切な不動産を扱う資格者集団として私達自身が変わら なければ真の信頼は得られないでしょう。どうか古い体質から脱却した新しい公嘱 協会をご確認いただき、これからもより一層のご活用を賜りますよう宜しくお願い 申しあげます。

ISO の認証を取得するまでを 振り返ってみますと、まず平 成14年9月頃、協会の理事で あった私に理事長が「ISOを 取るからおまえ責任者をヤ レ、それが嫌なら GPS の責 任者をヤレ」というどっちを

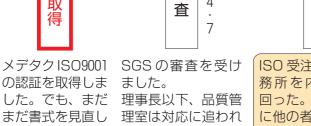
品質管理責任者の榊です。

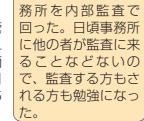
選んでもハズレのクジを引かされたのが始まりでし た。運悪く(?) ISO を選んだ私は、理事長を含む 6名のワーキンググループと ISO 取得の準備にか かりましたが、これが大変で「水を低い所から高い の認証を取得しま ました。 所へ流そうとしている」ように感じたこともしばし した。でも、まだ 理事長以下、品質管 ばでした。ワーキンググループの中でも「やっぱり」まだ書式を見直し 理室は対応に追われ に他の者が監査に来 ISO やめたら」というような声が上がったこともあったり、システムがいました。思わぬ指摘 ることなどないの りました。そんな時、最初から最後まで「ISOを取」 定着するまでにや があったりして、目 で、監査する方もさ る」という強い意志で皆を引っ張ったのは理事長でようです。 した。理事長なくしてISO取得はなかったと思い 皆ガンバロー。 ます。(いやいや、榊君なくして ISO の取得は有り 得ませんでした。: 理事長談)

いずれにしても、ISOの取得で終わったのではな く、これから ISO がはじまります。顧客の満足を目 指して頑張ります。



るべきことは多い が点になる場面もあ れる方も勉強になっ りました。





内部監査員資格の認 定試験も行なった。 ていない者が多いの で、皆ちょっとビ ビッていた。 70点取れないと追

2 22 21







kiso」を執筆。」票類を作成。



<mark>マニュアル、帳</mark> ワーキンググ 社員全員を対 <mark>票などの使い</mark> ループがその 象にISOとは <mark>方の研修を行</mark>まま品質管理 どんなものか、 室になった。 進捗状況の報 理事長「ISOの マニュアル、帳 告を行なった。

ISO 言葉を自 分達の言葉に 直すのに時間 がかかった。

準備奮闘中

コンサルタントの指導に従い取得に

○先ず、ISO 言葉に慣れるまで、言

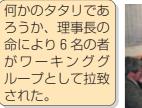
○要求事項の継りがなかなか見えて

こない。全体が見えてこない。

向けて準備を開始する。

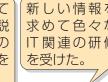
葉の壁が大きかった。

ISO9001取得の経緯





ガイダンスをしを受けた。



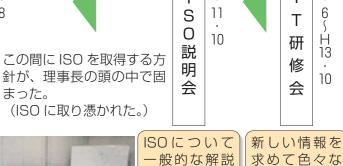








書類ばっかり増えるようでヤ **´**ナカンジ。







でもこう

取得していますが、

認証書をも

徳島市もISO14000を

にご協力いただけることを期

益々公共事業の円滑な推進

協会がISOを有効に活用し

を防止するうえ

々のトラブル

平成17年3月7日に不動産登記法が 改正施行されているのを

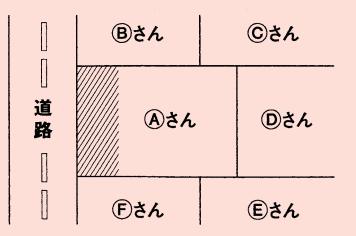
# ご存じですか?

土地を分筆する場合は、特別な事情がある場合 を除き、分筆しようとする土地の隣接地すべて について境界立会が必要となりました。

場合によっては土地分筆登記以前に地図訂正 の申出、地積更正登記をしなければなりませ ん。

### 例えば

ふさん所有地を道路用地として、('/////// 部分を譲って) いただく場合



## 現在では

必さん所有地に隣接する全ての土地(®さん~⑤さん)と 道路管理者との立会いが必要です。

### おもな 受託 実績

☆鳴門教育大学建物表示登記業務 (鳴門教育大学) ☆吉野川下流域農地防災事業 (農政局四国東部農地防災事務所) ☆日和佐・阿南道路等登記業務 (国土交通省 徳島河川国道事務所) ☆四国横断自動車道建設用地登記業務 (道路公団 徳島工事事務所) ☆小松島宿舎用地調査測量業務 (小松島港湾・空港整備事務所) ☆阿南市領家町用地境界確定業務 (県保健福祉政策課) ☆昭和町県営住宅新築工事調査業務 (県住宅課) ☆徳島環状線(新浜~八万工区)登記業務 (県都市道路整備局) ☆急傾斜地崩壊対策工事 (徳島土木事務所) ☆鳴門公園線調査登記業務 (鳴門土木事務所) ☆岡川改修工事 (阿南土木事務所) ☆県道路局部改良工事 (川島土木事務所) ☆国道492号道路特殊改良1種工事 (脇町土木事務所) ☆国道319号道路改築事業 (池田土木事務所) ☆広域徳島東部3期登記業務 (徳島農林事務所) (徳島市道路建設課) ☆市道用地調査登記業務 (鳴門市商工観光課) ☆鳴門ハイツ周辺地図訂正業務 ☆市道大野原桶田線境界標設置業務 (阿南市土木課) ☆市道境界査定・分筆登記業務 (小松島市土木課) (佐那河内村建設課) ☆根郷集落道改良工事 (北島町建設課) ☆町道拡幅工事

# ISO9001 認証取得について 原徳島市長にお伺いしました。

この度、社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会ISO受託 組織がIS09001の認証を取得しましたので、原秀樹徳島市長にご報告 し次のとおりご意見を伺いました。



いうのは大変なことだと思いま とに取り組み、道を切り開くと 皆さんの色々なご苦労があっ 勇気のいることだと思い

で初めてのISO9001の認

光ずはおめでとうございます 訨を取得されたということで

思いついたものだと感心しま チックな考え方を取り入れると ころが多いいわば匠の世界のよ いう考え方だったと思います 従来登記さえできれば良

うです え方で登記し のか、どういう るにはどうすれ の境界を管理 まっていますし、 ば良いか、などを になって ISOは書 権利意識 か、登記後現 録を残すよう ね。市 いるそ 界が復元できな ることができず、復 みやかに解 めに権利関

対策も必要ですが、被災した場 調査ができている所では復興も 考えられます。現に阪神淡路大 合のことも考えておかなければ 震災の時に土地等の境界の地籍 、が遅れることが かったと聞いています。

ならないと思っています。

継続していくことが大切です。 変さも実感しているところで つあると感じますが、 市の職員の意識も変わってきつ を取っただけではダメで維持、 らった時がゴールではなくス トだと思いました。

門性が高く個人の能力に負うと 震が起った場合、復 意味では、将来予想 になるだろうと思 れている南海 トラブルを未然 防止するという には市民のため ます。



の際に土地の

決 係

#### 所

支所名 支所長名 電話番号(FAX 番号) 島 真 鍋 定 信 〒770-0935 徳島市伊月町六丁目9番地 088-653-7408 (088-653-7409) **☆ 〒779-0312 喧門市大麻町東馬詰字泉ノ房66番地 088-689-3230 (088-689-3231)** 小松島 松 本 美 徳 〒773-0015 小松島市中田町字内開14番地1 08853-2-8273 (08853-3-2913) 阿 南 篠 野 憲 治 〒779-1242 那賀郡那賀川町大字赤池133番地1 0884-42-1521 (0884-42-1390) 和 久 〒775-0203 海部郡海南町大里字尾ノ鼻36番地2 0884-73-0444 (0884-73-0077) 美 馬 藤 見 誘 〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字藤ノ本156番地 0883-52-2274 (0883-52-2274) 潔 〒778-0005 三好郡池田町字シマ790番地1 三 好 小木曽 0883-72-4622 (0883-72-6068) 川 島 井 上 吉 幸 〒779-3301 吉野川市川島町川島471番地2 0883-25-4647 (0883-25-4657)